

適正取引の推進と生産性・付加価値向上に
向けた自主行動計画

一般社団法人 日本家具産業振興会

2024年6月24日制定

自主行動計画策定の目的

私どもの日本家具産業振興会は下記のような理念を掲げている。

持続的な家具産業の振興発展を通じて、広く人々の文化的な住生活の向上を図るとともに、これに携わる人々の地位向上に役立つことに努めます。

安心、安全、環境に配慮した家具を社会に提供して我が国の家具への信頼を高め、国際的産業としての評価の確立を目指します。

また、当会の定款3条においても下記のように記している。

家具産業発展振興・発展と国際化の促進を通じて、国内外における家具類の需要及び国際貿易の均衡ある拡大を図り、もって国民生活の文化的向上及び通商経済上の国際協力の推進に寄与することを目的とする。

当団体は、上記の理念等の達成へ向けて日々努力を重ねている。ただ、我々家具産業を取り巻く環境は非常に厳しい。海外輸入の安価な商品と競争の激化や2021年3月頃から始まったウッドショックと呼ばれた木材の高騰も大きな混乱を生じさせた。円安による海外仕入れ原材料の高騰や戦争等でもたらされた世界情勢の急激な変化による原油価格の高止まりもある。同時に、国内においても人材不足による物流面の輸送コストのアップ、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や従業員不足や事業者の後継者問題等何重にも課題が山積している。

また、家具業界の商流に変化が生じている。従来の小売り店経由の家具販売が年々減少する一方で、インターネット直販や住宅メーカーを通じての販売額は増えている。加えて、建築事務所、デザイナー、インテリアコーディネーターを通じてホテル等の宿泊施設や店舗、レストラン、老健施設や公共施設等への販売ルートも年々高まっている現状もある。

このような環境下で、木製家具製造業のサプライチェーンを構成する製造、卸売り、小売、IT産業、資材、機械、物流に関わる企業が相互に信頼し、連携して全体が持続的に成長出来る環境整備が必要となる。ゆえに、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定することとした。

この自主行動計画によって、合理的な価格決定、コスト負担の適正化、支払条件の改善、知的財産の取り扱い、生産性向上等に関する今後の取り組みをより一層進め、サプライチェーン全体での付加価値向上、競争力強化に努めていく。

1. 重点課題に対する取り組み

(1) 合理的な価格決定

- ① 受注者、発注者のいずれの立場であっても、取引先との取引価格についての協議の場として「3月と9月は価格交渉促進月間の機会と捉え協議の場を設ける」上記月でなくても、最低でも年1回はこのような場を設ける月を設定する。
- ② 定期的な協議以外でも、受注者側から労務費、エネルギー価格などの費用変動を理由とした取引価格見直しの要請があった場合、発注者は真摯に協議に応じ、適切な価格転嫁を検討する。
- ③ 受注者から労務費変動による取引価格見直しの要請があった場合、業種や地域等に依じた一般的に公表されている賃金水準化、最低賃金引上げ、物価水準の推移等を考慮して十分な協議をする。発注者が受注者に対して、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を求める場合、受注者が公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）に基づいて示した希望価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重する。
- ④ 価格を決定するにあたって、発注者は下請法第4条第1項第5号の買いたたきとにならないように注意しなければならない。買いたたきに該当するかどうかの判断は、下請法に関する運用基準（第4親事業者の禁止行為5買いたたき）を把握した上で、適切な価格決定を行う。
- ⑤ 発注者が仕入れ価格の低減を要請する際に、合理的な理由なく一方的に自己都合のみによる価格の引き下げを要請しない。発注者の協力（大量発注や品質の緩和、工程見直し等）により受注者のコスト削減を図った場合は、その原価低減活動の効果を十分に確認して価格に反映させる。その際に、受注者の貢献度を考慮した上で価格を決定するものとし、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格に反映させないようにする。
- ⑥ 物流費については、荷主事業者と物流事業者が散り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者。物流事業者の取組に関するガイドライン（経済産業省・農林水産省・国土交通省作製）」を参照し、適正な運賃水準を反映するよう十分に協議を行う。荷主がトラック事業者に対して荷主都合で長時間の荷待ちをさせたりするような契約はない。付帯業務をさせる等運送以外の荷役等が生じる場合は、運賃とは別にその対価となる料金を支払う。

- ⑦ 労務費、原材料費、エネルギー価格コストが増加した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟におこなうものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁をめざす。
- ⑧ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動/求められる行動」を適切に取った上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議する。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引き上げ、人手不足への対処等、外的要因により下請け事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえる。
- ⑨ 取引先からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが望ましいことを十分に認識する。

（2）コスト負担の適正化

- ① 発注者の自己都合による返品、製造委託した商品の受領拒否などによって受注者の利益を不当に害することが無いように徹底する。
- ② 発注者が販売員や協賛金などの提供を受注者に強要し、一方的に受注者に対してコスト負担を強いることがないように努める。発注者が受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ双方で合意を得た上で、派遣に必要な費用を負担する。受注者の従業員の専門的な知識や技術を必要としない作業に従事させようとする場合には、発注者が別途アルバイトなどを雇うことで対応する。
- ③ 発注者は、働き方改革が及ぼす取引先への影響（長時間労働等）に配慮しつつ、受注者の取り組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努める。やむを得ず短期納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行った場合には、受注者に発注する増加コストを負担するように努める。

（3）支払い条件の改善

- ① 決済手段については、出来る限り現金払いとし、現金比率の向上に努める。

- ② 約束手形による支払いは、電子記録債権による支払いへの転換を図り、2026 年をめどに利用を廃止するように取り組む。
- ③ 手形等により代金を支払う場合は、その現金化にかかる割引料が受注者の負担にならないよう改善に努める。
- ④ 手形等により代金を支払う場合、そのサイトは、60 日以内とすることを徹底する。

(4) 知的財産の取り扱い

- ① 発注者と受注者双方は、知的財産（特許権、著作権、意匠権、商標件、営業秘密等）やノウハウを取引上扱う場合には、振興基準に定める内容の他、「知的財産取引に関するガイドライン」（中小企業庁）に基づいた取引を行うものとする。
- ② 発注者は、契約上知り得た受注者の知的財産やノウハウの取り扱いについて、受注者に損失をあたえることがないように配慮する。
- ③ 発注者は受注者に対して秘密情報の提供や開示を要求してはならない。また、契約上知り得た受注者の知的財産等や脳杯について無断で使用してはならない。
- ④ 受注者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権、意匠権、商標権の権利の取得、秘密保持による営業秘密化等により、管理保護に努める。

2. 生産性・付加価値向上に関する取り組み

(1) 取引先支援活動

- ①各社は、サプライチェーン全体での生産性・付加価値向上の観点に基づき、適正な原価率及び利益を確保した上で、消費者に対する正価の信頼性の維持向上に努める。
- ②各社は、サプライチェーン全体の機能性維持のために、必要に応じて、取引先の事業継承が円滑に遂行されるように、経営改善の支援、後継者の育成、引継ぎ先のマッチング支援等積極的な対応を行うよう努める。
- ③ 各社は、取引先と連携して事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、

自然災害及びサイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化などにより事業に影響が生じた際は、人命第一、地域復旧を湯煎しながら取引先の被害状況を確認し、取引上、一方的な負担を押し付けることがないように十分配慮する。また、影響を受けた取引先には、その復旧を支援するとともに、取引関係の継続、優先的な発注に配慮するよう努める。

- ④ 取引先の要請に応じて情報化支援策の支援・協力を行い、サプライチェーン全体の効率性向上に努める。取引先に対して電子受発注等を行う場合は、その効果やコスト負担の説明を十分に行う。

(2) 人材育成・教育の推進

- ① 各社は、下請法や下請振興法や運用基準の関係法令の改正に合わせて、自社の社内ルールや業務マニュアルの整備・見直しを行う。
- ② 各社は、関係法令や適正取引の推進のために、適正取引に関する講習や研修などを実施し、社内への周知徹底を図る。

3. 日本家具産業振興会の取り組み

- ① (一社) 日本家具産業振興会は、自主行動計画に掲げた事項が実行され浸透するように、会員企業に対して聞き取り調査及びアンケート等により、実施後のフォローアップを行う。
- ② (一社) 日本家具産業振興会は、会員に対して、パートナーシップ構想宣言の実施を促し、すでにパートナーシップ構想宣言を実施している企業に対しては、宣言ひな形の改定や事業環境の変化に応じて見直しを行うよう助言する。
- ③ (一社) 日本家具産業振興会は、適正取引や生産性・付加価値向上についてのセミナーや研修等を開催し、会員の理解促進を図る。

以上